

## 津島市行政改革有識者会議設置要綱

## (設置)

第1条 津島市行政改革推進要綱（平成30年6月28日施行）第5条第2項の規定に基づき、津島市行政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 有識者会議は、市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

## (組織)

第3条 有識者会議は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、行政改革に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

## (座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 有識者会議は、座長が招集する。

- 2 有識者会議においては、座長が議長となる。
- 3 有識者会議は、座長（座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

## (庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開く有識者会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。